

令和7年度 ケアプラン点検業務委託仕様書

1 件 名

令和7年度 ケアプラン点検業務

2 契約期間

契約日から令和8年3月31日

3 事業目的

保険給付の内容及び水準が介護保険法第2条第2項から第4項に掲げるものとなるよう、事業者等との面談によるヒアリングを行うことによって、サービスの質の向上や介護給付の適正化を推進することを目的とする。

4 委託内容

下記の事業を効果的に行うことができる知識と実績を有する講師の派遣を委託することとし、事業所及び対象者の選定については、泉佐野市において別に行う。なお、各回のヒアリング実施後、2週間以内に実施報告書を提出すること。

① 事業者ヒアリング

(年間 15事業所予定 1事業所あたり 初回120分 2回目90分)

介護支援事業所・訪問介護事業所を対象に、「利用者の自立支援につながっているか」、「真に必要なサービスが位置付けられているか」等の視点からヒアリングを行い、指導内容について改善結果を確認するため、1か月後に再度ヒアリングを行う。

② 居宅サービス計画点検業務 (年間 60事業所予定 1事業所あたり60分)

介護支援専門員を対象に、課題があると思われるケースを対象にヒアリングを行い、介護支援専門員の資質向上及び介護給付の適正化を図る。

③ 介護サービス事業者点検業務 (年間 54事業所予定 1事業所あたり60分)

訪問介護事業所のサービス提供責任者を対象に、課題があると思われるケースを対象にヒアリングを行い、介護給付の適正化を図る。

5 その他

本業務は個人情報を取り扱う業務につき、別添「個人情報取扱特記事項」及び「特定個人情報等取扱い特記事項」を遵守すること。